

様式44

令和 5年 9月 29日

三重県知事 殿

医療法人の住所 三重県四日市市日永西
二丁目20番12号2階
医療法人の名称 医療法人山下矯正歯科
理事長名 山下 直彦
電話 (059) 346-2810

決 算 届

令和4年7月1日から令和5年6月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人山下矯正歯科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 山下矯正歯科 三重県四日市市日永西二丁目20番12号2階
- (3) 設立認可年月日 令和1年11月1日
- (4) 設立登記年月日 令和1年12月3日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	山下矯正歯科	三重県四日市市日永西二丁目20番12号2階	ユニット 3台

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年8月30日 令和3年度決算の決定

令和5年6月30日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定
 " 令和5年度の借入金額の最高限度額の決定

様式 2

法人名 医療法人山下矯正歯科

※医療法人整理番号 0697

所在地 三重県四日市市日永西二丁目20番12号2階

財 産 目 録
(令和5年6月30日現在)

1. 資 産 額	95,205 千円
2. 負 債 額	19,269 千円
3. 純 資 産 額	75,935 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	77,809
B 固 定 資 産	17,395
C 資 産 合 計 (A + B)	95,205
D 負 債 合 計	19,269
E 純 資 産 (C - D)	75,935

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人山下矯正歯科

※医療法人整理番号 0697

所在地 三重県四日市市日永西二丁目20番12号2階

貸 借 対 照 表
(令和5年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	77,809	I 流 動 負 債	9,223
II 固 定 資 産	17,395	II 固 定 負 債	10,045
1 有 形 固 定 資 産	17,304	(うち保有医療機関債)	0
2 無 形 固 定 資 産	0	負 債 合 計	19,269
3 そ の 他 の 資 産	90	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	0	科 目	金 額
		I 基 金	2,000
		II 積 立 金	73,935
		(うち代替基金)	0
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	75,935
資 産 合 計	95,205	負 債 ・ 純 資 産 合 計	95,205

様式 4 - 2

法人名 医療法人山下矯正歯科

※医療法人整理番号 0697

所在地 三重県四日市市日永西二丁目20番12号2階

損 益 計 算 書
(自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	97,501
2 事業費用	82,101
本来業務事業利益	15,398
II 事業外収益	534
III 事業外費用	0
経 常 利 益	15,933
IV 特別利益	42
V 特別損失	0
税 引 前 当 期 純 利 益	15,976
法 人 税 等	3,595
当 期 純 利 益	12,380

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人山下矯正歯科
理事長 山下 直彦 殿

私は、医療法人山下矯正歯科の令和4年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年8月31日

医療法人山下矯正歯科

監事 鷺野 亨